

議第143号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 5 月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 中11を12とし、10を11とし、9を10とし、8の次に次のように加える。

9 会計室の所管に属する附属機関

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都市指定金融機関選定委員会	指定金融機関の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	7 人 以 内	2 年

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市長の附属機関として京都市指定金融機関選定委員会を設置する必要があるので提案する。